

## 令和3・4年度 札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務 仕様書

### 1 業務の目的

札幌市立小学校（福移小学校を除く）に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣し、授業等において英語指導などを行うものである。

### 2 業務内容

- (1) 派遣先学校の担当教員の指示に基づく、ティーム・ティーチングの効果的な実施
- (2) (1)の実施に必要な担当教員との打合せ
- (3) 児童が提出した課題等の添削指導
- (4) 外国語活動及び外国語（英語）教材・資料作成
- (5) 学校行事における児童との交流
- (6) 給食（昼休みも含める）時間における児童との交流
- (7) クラブ活動における児童との交流、英語指導
- (8) 課外活動における児童との交流、英語指導
- (9) 英語教育に関する研究会及び研修会における英語指導
- (10) 効果的な英語指導に関する支援及び情報提供

### 3 ALTの資格等

ALTの資格等については、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者、または英語を公用語とする国の出身であって英語が堪能である者。ただし、前述と同程度の英語力を有する者も認める。
- (2) 日本の学校においてALTとして就労できる査証を取得していること。
- (3) 母国及び日本国内において犯罪歴が無く、学校教育に携わるのに適した者であること。
- (4) 日本の公立小学校のカリキュラムを理解しているとともに、基本的な教授理論・技術を習得している者であること。
- (5) 英語圏の大学の学士号取得者または業務開始前までに学士号取得見込みの者であること。
- (6) 上記(2)、(5)について、それを客観的に証明できる書類等により受託者が業務開始前に確認できた者であること。
- (7) 英語の発音、リズム、イントネーションにおいて優秀であり、かつ現代の標準的な英語力を備えていること。また、文章力、文法力が優れていること。
- (8) 児童との人間関係を良好に図れること。
- (9) 日本語で日常会話程度のやり取りが可能な者であること。

### 4 業務履行場所

福移小学校を除く札幌市立小学校196校（対象校及び派遣日については、「別紙1 令和3年度札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務対象校」及び「別紙2 令和4年度札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務対象校」のとおり。）。ただし、各学校が札幌市内及び近郊で学校行事を実施する場合は、札幌市（以下「発注者」という。）が指定する場所とする。

なお、令和4年度分は、学級数の変更等に伴い対象校が若干変更となる場合がある。

### 5 遵守事項

労働者派遣を行う事業主（以下「受注者」という。）及びALTは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 受注者は派遣契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (2) 受注者はALTを派遣するにあたり、法令及び札幌市の定める条例、規則等に従うこと。
- (3) 受注者はALTを派遣するにあたり、(9)から(15)までに掲げる事項をALTに遵守させること。
- (4) 受注者は業務遂行に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の履行を図ること。
- (5) 受注者は綿密な連絡体制を整備し、確実な業務の履行を図ること。
- (6) 受注者は法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (7) 受注者は法令に基づき、社会保険等へALTを加入させること。
- (8) 受注者は法令に基づき、ALTの健康診断を行うこと。
- (9) ALTは法令及び札幌市の定める条例、規則等に従うこと。
- (10) ALTは職務を遂行するにあたり、指揮命令者の指揮命令に従うこと。
- (11) ALTは札幌市が管理する財産の保全と効率的使用に、十分な注意を払うこと。
- (12) ALTは秩序と品位の保持に努め業務を遂行すること。
- (13) ALTは発注者の信用を傷つけ、または発注者の不名誉となるような行為を行わないようにすること。
- (14) ALTは法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (15) ALTは業務遂行上、営利活動、宗教活動又は政治活動を行わないこと。

## 6 派遣元責任者

受注者は派遣元責任者を選出し、同派遣業務の円滑な履行に努めることとする。

## 7 派遣先責任者

派遣先の各学校長

## 8 指揮命令者

派遣業務に従事するALTに対する指揮命令者は、原則として派遣先学校の校長とする。ただし、教頭、学級担任又は英語専門教師等が代わって指揮する場合がある。

## 9 履行期間等

### (1) 履行期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

### (2) 令和3年度派遣期間

令和3年4月19日から令和4年3月11日まで（最大175日）

### (3) 令和4年度派遣期間

令和4年4月18日から令和5年3月10日まで（最大175日）

## 10 業務履行日及び業務履行時間

- (1) 業務履行日は、原則として、札幌市立学校管理規則第36条及び37条で定め

る休業日を除く日とし、業務履行時間は、原則として、午前8時30分から午後3時20分まで（休憩時間60分を含む）とする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、学校長は学校事情等により、就業時間を受注者との協議のうえ、変更することができる。

#### 11 業務履行日の変更

- (1) 発注者及び学校長は、業務上必要があると認める時に、受注者と協議の上、休業期間中等（以下「休業日」という。）に業務に従事させることができる。
- (2) 前項の規定により休業日に業務に従事させた場合、発注者及び学校長は受注者と協議の上、あらかじめ当該休業日に代わるべき日を指定することとする。

#### 12 受注業務の履行

- (1) 受注者は、受注業務の実施担当 ALT を定め、業務の主旨に従い、受注者の責任において受注業務を完遂すること。実施担当 ALT については、教育効果の観点から同一校は同一の ALT が担当し、ALT の入替はしないよう可能な限り配慮すること。
- (2) 受注者の都合により当日実施担当 ALT が業務の履行をできず、支障が生じる場合には、直ちにその旨を教育委員会に報告するとともに、派遣先学校の要請がある場合には、受注者は代替 ALT により、受注業務を履行すること。
- (3) 受注者の都合により、(2)による代替 ALT による業務の履行ができなかった場合、受注者は未履行分の受注業務を発注者と調整の上、業務履行期間中の他の日に履行する。

#### 13 ALT の派遣人数

実施担当 ALT32 名。

#### 14 費用負担

交通費等、業務の履行に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

#### 15 提出書類

履行にあたっては、受注者は発注者に以下の書類を指定された期日までに提出すること。

##### (1) ALT 名簿

受注者は ALT の候補者が決定したら、事前に発注者に労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「派遣法」という。）第35条に基づく派遣労働者の通知等を行い、ALT の要件について確認を得るものとする。

##### (2) 業務マニュアル

労働者派遣契約による ALT 業務の指示の方法、要望・苦情の申入れ方法、緊急時の対応方法や連絡先等、履行业務の内容を説明するマニュアルについて、令和3年4月1日までに作成し、発注者に提出して承認を得ること。また、令和4年度に変更する際には、令和4年4月1日までに発注者に提出し、承認を得ること。

- (3) 本派遣業務履行月の翌月10日までに、業務の報告書を発注者に提出する。

#### 16 実施確認・派遣代金

本派遣業務の実施確認は、報告書によって行う。また、契約金の支払いは、毎

月の実施確認終了後、請求書に基づき支払う。

#### 17 安全衛生

発注者、受注者及び派遣先学校は、派遣法第 44 条から第 47 条の 2 までの規定により課された責任を負う。

#### 18 派遣労働者からの苦情の処理

発注者、受注者及び派遣先学校は、派遣業務における ALT からの苦情申出を受ける者をそれぞれ選任し、互いに連携しながら、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。

#### 19 その他

- (1) 業務の履行にあたり、発注者が不相当であると認める事項については、受注者は、直ちに業務改善の措置を講じなければならない。また、発注者は、業務履行に支障が生じていると判断したときは、受注者に対して ALT の変更を求める場合がある。
- (2) 派遣契約期間中、受注者の提案内容に著しい虚偽が発見された場合、発注者は速やかに契約を解除できるものとする。
- (3) ALT の通勤は原則として公共交通機関を利用することとする。なお、事情により自動車等を運転して通勤する際には、学校の敷地内に駐車させないようにすること。
- (4) 職務上の災害または通勤による災害に対する補償については、受注者の定めるところによるものとし、発注者は当該 ALT 及び受注者に対し賠償責任等は一切負わないものとする。ただし、その発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、ALT の故意または過失により、児童、教職員等に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
- (6) その他、故意、過失にかかわらず、本派遣業務履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）は受注者の負担とする。ただし、その発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- (7) 派遣開始にあたり、受注者は ALT に対する事前研修を必ず実施するとともに、子どもの人権に配慮すべき項目等についての啓発を行うこと。また、派遣期間中も必要に応じて指導や研修を行い、ALT の技術向上に努めること。この経費については、受注者が負担する。
- (8) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が双方協議の上、これを定めるものとする。
- (9) 令和 4 年度に ALT 派遣人数が増員となる場合は、発注者は増員分を特定随意契約により受注者に依頼する。

令和3年度札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務対象校

1 対象校

市立小学校196校(福移小学校を除く)

2 派遣期間

令和3年4月19日から令和4年3月11日

3 派遣方式、期間及び派遣先校数

3学年以上の学級数により、次のAグループとBグループに区分する。

(1) Aグループ

- ・ Aグループは3学年以上の学級数の合計が9学級以下の小学校107校を対象とし、1つのブロック内の8～9の小学校で業務を行う。ブロックは①～⑬まで13とし、Aグループは13名のALTが必要となる。
- ・ 派遣校未定日は、学校や受託者の都合により当初の派遣日に派遣できなかった場合及び各ブロック所属の小学校が派遣日の追加を希望する場合に派遣する日。各ブロック全体としての派遣日数が175日となるように調整する。
- ・ 各学校の行事等の都合により、派遣校を変更することがある。

(2) Bグループ

- ・ Bグループは3学年以上の学級数の合計が10学級以上の小学校89校を対象とし、1つのブロック内の4～5の小学校で業務を行う。ブロックは①～⑲まで19とし、Bグループは19名のALTが必要となる。
- ・ 派遣校未定日は、学校や受託者の都合により当初の派遣日に派遣できなかった場合及び各ブロック所属の小学校が派遣日の追加を希望する場合に派遣する日。各ブロック全体としての派遣日数が175日となるように調整する。
- ・ 各学校の行事等の都合により、派遣校を変更することがある。

(3) グループ別派遣校

- ・ 別紙のとおり

令和4年度札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務対象校

1 対象校

市立小学校196校(福移小学校を除く)

2 派遣期間

令和4年4月18日から令和5年3月10日

3 派遣方式、期間及び派遣先校数

3学年以上の学級数により、次のAグループとBグループに区分する。

(1) Aグループ

・Aグループは3学年以上の学級数の合計が9学級以下の小学校107校を対象とし、1つのブロック内の8～9の小学校で業務を行う。ブロックは①～⑬まで13とし、Aグループは13名のALTが必要となる。

・派遣校未定日は、学校や受託者の都合により当初の派遣日に派遣できなかった場合及び各ブロック所属の小学校が派遣日の追加を希望する場合に派遣する日。各ブロック全体としての派遣日数が175日となるように調整する。

・各学校の行事等の都合により、派遣校を変更することがある。

(2) Bグループ

・Bグループは3学年以上の学級数の合計が10学級以上の小学校89校を対象とし、1つのブロック内の4～5の小学校で業務を行う。ブロックは①～⑲まで19とし、Bグループは19名のALTが必要となる。

・派遣校未定日は、学校や受託者の都合により当初の派遣日に派遣できなかった場合及び各ブロック所属の小学校が派遣日の追加を希望する場合に派遣する日。各ブロック全体としての派遣日数が175日となるように調整する。

・各学校の行事等の都合により、派遣校を変更することがある。

(3) グループ別派遣校

・未定

令和3年度 外国語指導助手(ALT)小学校派遣案 Aグループ(107校)

A①ブロック	A②ブロック	A③ブロック	A④ブロック	A⑤ブロック	A⑥ブロック	A⑦ブロック
1 東光	1 三里塚	1 明園	1 東園	1 石山緑	1 羊丘	1 美香保
2 伏古	2 北野	2 栄町	2 北都	2 南の沢	2 豊平	2 北光
3 札苗	3 真栄	3 北園	3 東川下	3 藻岩北	3 みどり	3 苗穂
4 本町	4 北野平	4 栄西	4 平和通	4 藻岩南	4 西岡北	4 菊水
5 伏古北	5 平岡	5 札幌	5 上白石	5 東山	5 藤野	5 南郷
6 丘珠	6 清田	6 中沼	6 もみじの森	6 平岸西	6 北の沢	6 本通
7 栄	7 美しが丘	7 大倉山	7 ひばりが丘	7 旭	7 駒岡	7 東橋
8 栄緑	8 美しが丘緑	8 三角山	8 厚別東	8 平岸高台	8 簾舞	8 西白石
9 東苗穂	9 有明	9 盤溪	9 もみじの丘	9 あやめ野	9 藤の沢	

A⑧ブロック	A⑨ブロック	A⑩ブロック	A⑪ブロック	A⑫ブロック	A⑬ブロック
1 琴似中央	1 白楊	1 発寒東	1 山鼻南	1 新さっぽろわかば	1 屯田北
2 二十四軒	2 幌北	2 手稲西	2 藤野南	2 大谷地東	2 北陽
3 八軒西	3 新琴似南	3 稲積	3 澄川南	3 厚別通	3 太平南
4 発寒南	4 新琴似緑	4 前田北	4 藻岩	4 厚別西	4 拓北
5 平和	5 新琴似西	5 前田	5 真駒内公園	5 幌東	5 屯田南
6 西野	6 和光	6 手稲北	6 澄川西	6 東白石	6 新川中央
7 八軒北	7 新琴似北	7 新陵	7 南	7 本郷	7 あいの里東
8 福井野	8 北	8 新陵東	8 定山溪	8 南白石	8 茨戸

令和3年度 外国語指導助手(ALT)小学校派遣案 Bグループ(89校)

B①ブロック	B②ブロック	B③ブロック	B④ブロック	B⑤ブロック	B⑥ブロック	B⑦ブロック
1 新川	1 真駒内桜山	1 手稲中央	1 栄東	1 平岡中央	1 西岡南	1 東札幌
2 新光	2 芸術の森	2 新発寒	2 栄北	2 北野台	2 月寒東	2 大谷地
3 屯田	3 澄川	3 富丘	3 白石	3 平岡南	3 西岡	3 山鼻
4 百合が原	4 平岸	4 西宮の沢	4 北白石	4 清田南	4 しらかば台	4 西園
5 光陽	5 中の島	5 前田中央	5 米里	5 美園	5 豊園	5 発寒

B⑧ブロック	B⑨ブロック	B⑩ブロック	B⑪ブロック	B⑫ブロック	B⑬ブロック	B⑭ブロック
1 手稲鉄北	1 鴻城	1 平岡公園	1 星置東	1 円山	1 発寒西	1 篠路西
2 稲穂	2 新陽	2 信濃	2 手稲山口	2 伏見	2 西野第二	2 屯田西
3 琴似	3 北九条	3 小野幌	3 西	3 二条	3 手稲東	3 新琴似
4 山の手	4 あいの里西	4 ノホロの丘	4 八軒	4 清田緑	4 手稲宮丘	4 太平
5 山の手南	5 篠路	5 共栄				

B⑮ブロック	B⑯ブロック	B⑰ブロック	B⑱ブロック	B⑲ブロック
1 緑丘	1 桑園	1 厚別北	1 札苗緑	1 札苗北
2 南月寒	2 宮の森	2 幌西	2 開成	2 元町
3 福住	3 日新	3 中央	3 川北	3 元町北
4 月寒	4 幌南	4 資生館	4 北郷	4 栄南

令和3年度外国語指導助手(Non-JET ALT)派遣日カレンダー(4月19日～3月11日)

令和2年12月

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月																					
日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校																			
1	木			土			火		#26	1	木		#46	日			水		#69	1	金		#88	月		#107	水		#126	1	土	元日		火		#151	火		#168	1			
2	金			日			水		#27	2	金		#47	月			木		#70	2	土			火		#108	木		#127	2	日			水		#152	水		#169	2			
3	土			月	憲法記念日		木		#28	3	土			火			金		#71	3	日			水	文化の日		金		#128	3	月			木		#153	木		#170	3			
4	日			火	みどりの日		金		#29	4	日			水			土			4	月		#89	木		#109	土			4	火			金		#154	金		#171	4			
5	月			水	こどもの日		土			5	月		#48	木			日			5	火		#90	金		#110	日			5	水			土			土			5			
6	火	始業式 入学式		木		#9	日			6	火		#49	金			月		#72	6	水		#91	土			月		#129	6	木			日			日			6			
7	水			金		#10	月		#30	7	水		#50	土			火		#73	7	木		#92	日			火		#130	7	金			月		予備日11		月		予備日12	7		
8	木			土			火	礼教研		8	木		#51	日	山の日		水		#74	8	金		#93	月		#111	水		#131	8	土			火		#155	火		#172	8			
9	金			日			水		#31	9	金		#52	月	振替休日		木		#75	9	土			火		#112	木		#132	9	日			水		#156	水		#173	9			
10	土			月		#11	木		#32	10	土			火			金		#76	10	日			水		#113	金		#133	10	月	成人の日		木		#157	木		#174	10			
11	日			火		#12	金		#33	11	日			水			土			11	月		#94	木		#114	土			11	火			金	憲法記念日		金		#175	11			
12	月			水		#13	土			12	月		#53	木			日			12	火		#95	金		#115	日			12	水			土			土			12			
13	火			木		#14	日			13	火		#54	金			月		予備日6	13	水	礼教研		土			月		#134	13	木			日			日			13			
14	水			金		#15	月		予備日3	14	水		#55	土			火		#77	14	木		#96	日			火		#135	14	金			月		#158	月			14			
15	木			土			火		#34	15	木		#56	日			水		#78	15	金		#97	月		#116	水		#136	15	土			火		#159	火			15			
16	金			日			水		#35	16	金		#57	月			木		#79	16	土			火		#117	木		#137	16	日			水		#160	水			16			
17	土			月		予備日2	木		#36	17	土			火			金		#80	17	日			水		#118	金		#138	17	月			木		#161	木			17			
18	日			火		#16	金		#37	18	日			水	2学期始業式	予備日5	土			18	月		予備日7	木		#119	土			18	火			金		#162	金			18			
19	月		#1	水		#17	土			19	月		#58	木		#60	日			19	火		#98	金		#120	日			19	水	3学期始業式	予備日10	土			土			19			
20	火		#2	木		#18	日			20	火		#59	金		#61	月	敬老の日		20	水		#99	土			月		#139	20	木		#143	日			日			20			
21	水		#3	金		#19	月		#38	21	水	1学期終業式	予備日4	土			火		#81	21	木		#100	日			火		#140	21	金		#144	月		#163	月	春分の日			21		
22	木		#4	土			火		#39	22	木	海の日		日			水		#82	22	金		#101	月		予備日8	水		#141	22	土			火		#164	火			22			
23	金		#5	日			水		#40	23	金	スポーツの日		月		#62	月	秋分の日		23	土			火	勤労感謝の日		木		#142	23	日			水	天皇誕生日		水	卒業式			23		
24	土			月		#20	木		#41	24	土			火		#63	金		#83	24	日			水		#121	金	2学期終業式	予備日9	24	月		#145	木		#165	木			24			
25	日			火		#21	金		#42	25	日			水		#64	土			25	月		#102	木		#122	土			25	火		#146	金		#166	金	修了式			25		
26	月		#6	水		#22	土			26	月			木		#65	日			26	火		#103	金		#123	日			26	水		#147	土			土			26			
27	火		#7	木		#23	日			27	火			金		#66	月		#84	27	水		#104	土			月			27	木		#148	日			日			27			
28	水		#8	金		#24	月		#43	28	水			土			火		#85	28	木		#105	日			火			28	金		#149	月		#167	月			28			
29	木	昭和の日		土			火		#44	29	木			日			水		#86	29	金		#106	月		#124	水			29	土							火			29		
30	金		予備日1	日			水		#45	30	金			月		#67	木		#87	30	土			火		#125	木			30	日								水			30	
31				月		#25				31	土			火		#68				31	日						金			31	月		#150							木			31

令和4年度外国語指導助手(Non-JET ALT)派遣日カレンダー(4月18日~3月10日)

令和2年12月

4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月					
日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	曜	行事等	派遣校	日
1	金			日	憲法記念日		水	#28	1	金		#48	月			木		#72	1	土			火		#108	木		#127	1	日	元日		水		#151	水		#169	1										
2	土			月		#10	木	#29	2	土			火			金		#73	2	日			水		#109	金		#128	2	月	振替休日		木		#152	木		#170	2										
3	日			火	憲法記念日		金	#30	3	日			水			土		#74	3	月		#90	木	文化の日		土			3	火			金		#153	金		#171	3										
4	月			水	みどりの日		土	#31	4	月		#49	木			日		#75	4	火		#91	金		#110	日			4	水			土			土			4										
5	火			木	こどもの日		日	#32	5	火		#50	金			月		#76	5	水		#92	土			月		予備日	5	木			日			日			5										
6	水			金		#11	月	#33	6	水		#51	土			火		#77	6	木		#93	日			火		#129	6	金			月		予備日	月		予備日	6										
7	木			土			火	礼教研	7	木		#52	日			水		#78	7	金		#94	月		予備日	水		#130	7	土			火		#154	火		#172	7										
8	金			日			水	#34	8	金		#53	月			木		#79	8	土			火		#111	木		#131	8	日			水		#155	水		#173	8										
9	土			月		#12	木	#35	9	土			火			金		#80	9	日			水		#112	金		#132	9	月	成人の日		木		#156	木		#174	9										
10	日			火		#13	金	#36	10	日			水			土		#81	10	月	スポーツの日		木		#113	土			10	火			金		#157	金		#175	10										
11	月			水		#14	土	#37	11	月		#54	木	山の日		日		#82	11	火	礼教研		金		#114	日			11	水			土	異国記念日		土			11										
12	火			木		#15	日	#38	12	火		#55	金			月		予備日	12	水		#95	土			月		#133	12	木			日			日			12										
13	水			金		#16	月	予備日	13	水		#56	土			火		#83	13	木		#96	日			火		#134	13	金			月		#158	月			13										
14	木			土			火	#39	14	木		#57	日			水		#84	14	金		#97	月		#115	水		#135	14	土			火		#159	火			14										
15	金			日			水	#40	15	金		#58	月			木		#85	15	土			火		#116	木		#136	15	日			水		#160	水			15										
16	土			月		予備日	木	#41	16	土			火			金		#86	16	日			水		#117	金		#137	16	月			木		#161	木			16										
17	日			火		#17	金	#42	17	日			水			土		#87	17	月		予備日	木		#118	土			17	火			金		#162	金			17										
18	月		#1	水		#18	土	#43	18	月	海の日		木		予備日	日		#88	18	火		#98	金		#119	日			18	水		予備日	土			土			18										
19	火		#2	木		#19	日	#44	19	火		#59	金	#63	敬老の日		土		#89	19	水		#99	土			月		#138	19	木		#142	日			日		19										
20	水		#3	金		#20	月	#45	20	水		#60	土			火		#90	20	木		#100	日			火		#139	20	金		#143	月		#163	月	香分の日		20										
21	木		#4	土			火	#46	21	木		#61	日			水		#91	21	金		#101	月		#120	水		#140	21	土			火		#164	火			21										
22	金		#5	日			水	#47	22	金		#62	月		#64	木		#92	22	土			火		#121	木		#141	22	日			水		#165	水			22										
23	土			月		#21	木	#48	23	土			火	#65	秋分の日		日		#93	23	日			水	勤労感謝の日		金		予備日	23	月		#144	木	天皇誕生日		木			23									
24	日			火		#22	金	#49	24	日			水	#66		土		#94	24	月		#102	木		#122	土			24	火		#145	金		#166	金			24										
25	月		#6	水		#23	土	#50	25	月		予備日	木	#67		日		#95	25	火		#103	金		#123	日			25	水		#146	土			土			25										
26	火		#7	木		#24	日	#51	26	火			金	#68		月		#96	26	水		#104	土			月			26	木		#147	日			日			26										
27	水		#8	金		#25	月	#52	27	水			土	#69		火		#97	27	木		#105	日			火			27	金		#148	月		#167	月			27										
28	木		#9	土			火	#53	28	木			日	#70		水		#98	28	金		#106	月		#124	水			28	土			火		#168	火			28										
29	金	昭和の日		日			水	#54	29	金			月	#71		木		#99	29	土			火		#125	木			29	日								水		29									
30	土		予備日	月		#26	木	#55	30	土			火	#72		金		予備日	30	日			水		#126	金			30	月		#149						木		30									
31				火		#27		#56	31	日			水	#73					31	月		#107			土				31	火		#150							金		31								